

和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 知事は、昨今の物価高騰に対応し、あわせて気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）を支援することを目的に、必要な費用等を予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、補助金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象者は、和歌山県内に所在する介護事業所等を運営する者とする。

(補助対象事業等)

第4 補助金の交付の対象となる補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象施設・事業所及び補助対象経費は別表1のとおりとし、補助基準単価は別表2のとおりとする。

(補助金の交付要件)

第5 補助金の交付の対象者は以下の要件を満たすものとする。

(1) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県及び国の負担又は補助を受けていないこと。

(2) 補助金交付後も、事業継続の意思があること。

(交付額の算定方法)

第6 補助金の交付額の算定については、別表2に掲げる対象施設・事業所ごとに、基準単価（1定員当たりの金額としているものにあつては、基準単価に当該介護サービス事業所等の定員数を乗じて得た額。）と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く。）とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7 補助金の申請をしようとする者は、和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業所・施設別申請額一覧（別記第1号様式の1）

(2) 和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金に関する事業実施計画書（事業所単位）（別記第1号様式の2）

(3) 経費の積算根拠が確認できる書類

(4) 口座振込依頼書（別記第1号様式の3）

(5) 誓約書（別記第2号様式）

(6) その他知事が必要と認める書類

2 補助基準単価を超えない範囲で、別表1に掲げる(1)、(2)の両方の事業を申請することができる。

3 1施設・事業所当たり1回まで申請することができる。

(交付決定)

第8 知事は、申請書の提出があったときは、当該計画書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第5条及び第7条の規定に基づき補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、通知するものとする。ただし、当該通知は、県の交付決定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

（交付条件）

第9 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、第13の2に定める期間内において知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- （4）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （6）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が第13の1に規定する金額以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は第13の2に定める処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- （7）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- （8）補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならないこと。

（変更交付申請）

第10 第9（1）の規定により申請の内容を変更する場合には、和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- （1）事業所・施設別変更申請額一覧（別記第3号様式の1）
- （2）和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金に関する事業変更計画書（事業所単位）（別記第3号様式の2）
- （3）経費の積算根拠が確認できる書類
- （4）その他知事が必要と認める書類

（実績報告）

第11 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める日までに規則13条の規定により、和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事業実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければ

ならない。

- (1) 事業所・施設別精算額一覧（別記第4号様式の1）
- (2) 和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金に関する事業実績報告書（事業所単位）（別記第4号様式の2）
- (3) 補助事業に係る支払いが確認できる書類（領収書等）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。ただし、当該通知は、県の額の確定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

（財産の処分の制限）

第13 取得財産等のうち、規則第20条第2号及び第3号の規定に基づき知事が処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められた減価償却資産の耐用年数の期間（大蔵省令に定めのない財産についてはこれに準ずるものと認められる期間）とする。

（補助金の返還）

第14 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 第5に定める交付要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合
- （その他）

第15 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

別表1 補助対象事業、補助対象施設・事業所、補助対象経費

	(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
補助対象事業	気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策を講じること	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備すること
補助対象施設・事業所	県内に所在し、交付申請時点で指定等を受けている別表2に掲げる施設・事業所等	県内に所在し、交付申請時点で指定等を受けている別表2に掲げる施設・事業所等
補助対象外施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・休止中の施設・事業所 ・各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のみを実施する施設・事業所 ・介護サービスの提供実績がない医療機関等のみなし指定事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・休止中の施設・事業所 ・各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のみを実施する施設・事業所 ・介護サービスの提供実績がない医療機関等のみなし指定事業所
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費 ・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p> <p>※燃料費、光熱水費については、交付決定後から実績報告提出期限までの期間内の3か月分までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費 ・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p> <p>※燃料費、光熱水費については、交付決定後から実績報告提出期限までの期間内の3か月分までとする。</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・研修の実施や外部事業者への業務委託、設備等の設置工事、建物等の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費 ・単品で取得費用が50万円以上となる物品等の購入等に充当した経費 ・他の補助金と重複する経費 ・補助対象経費と補助対象外経費の支払いの区別が難しいもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・研修の実施や外部事業者への業務委託、設備等の設置工事、建物等の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費 ・単品で取得費用が50万円以上となる物品等の購入等に充当した経費 ・他の補助金と重複する経費 ・補助対象経費と補助対象外経費の支払いの区別が難しいもの

別表2 補助対象となる施設・事業所等の種別ごとの補助基準単価

(単位：千円)

補助対象施設・事業所の種別		基準単価 (1事業所又は1定員あたり)	
		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応 (2) 災害備蓄等への対応	
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)	200 /事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300 /事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400 /事業所
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500 /事業所
5	訪問入浴介護事業所		200 /事業所
6	訪問看護事業所		200 /事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200 /事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200 /事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300 /事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400 /事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200 /事業所
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200 /事業所
13	福祉用具貸与事業所		200 /事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200 /事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200 /事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200 /事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200 /事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200 /事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200 /事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200 /事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200 /事業所
22	居宅介護支援事業所		200 /事業所
23	介護老人福祉施設		6 /定員
24	介護老人保健施設		6 /定員
25	介護医療院		6 /定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6 /定員
27	短期入所生活介護事業所		6 /定員
28	養護老人ホーム		6 /定員
29	軽費老人ホーム		6 /定員
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所の延べ訪問回数及び通所介護事業所の延べ利用者数は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均とする。 ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。 ・申請時点で指定を受けている事業所・施設等を補助対象とし、休止中の事業所は再開している場合に限り対象とする。この場合の訪問介護事業所の延べ訪問回数及び通所介護事業所の延べ利用者数について、令和7年4月から9月までに指定を受けた又は再開した事業所は指定日又は再開日から令和7年9月までのサービス提供分の平均とし、令和7年10月以降に指定を受けた又は再開した事業所は指定日又は再開日から申請時点までのサービス提供分の平均とする。なお、令和7年4月2日以降に開設した施設等の定員数は開設日時点の定員とする。 ・医療機関等のみならず指定事業所について、令和7年9月以降から申請時点までに介護サービスの提供実績がない場合は補助対象外とする。 ・各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は補助対象外とし、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まないこととする。 			